

文化審議会著作権分科会「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間整理」に対する意見書

2008年11月6日

日本弁護士連合会

文化審議会著作権文科会「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間整理」中、著作権の保護期間の在り方に対して、当連合会は次のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

「保護期間の在り方については、双方のメリットを単純に比較して二者択一の形で論議するだけではなく、「第3章第3節8 文化の発展への影響に関する各論点の関係」で議論されたような、それぞれのメリットについて他の措置で同様の効果を得ることができるものはないか、あるいはそれぞれのメリットを両方とも受けられるような方法はないのかなどの点も適宜含めつつ、一層の検討が深められるべきと考える。」(99頁)とされたことに賛成の意を表する。

意見の理由

当連合会は、既に2006年12月22日付け意見書をもって文化庁に対して、著作物等の保護期間延長には反対する、審議は利用者の意見も踏まえて慎重に進められたい旨の意見書を提出しているところである。

今回、文化審議会著作権文科会「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」が中間整理したところによれば、この問題につき慎重、かつ a) 保護期間の国際的な調和、諸外国の延長の背景との関係、b) 文化の発展への寄与、ビジネス等への影響、c) 創作者の創作意図への影響、d) 今後の情報流通の見通し、の多角的視点から適切な審議が進められたものと思料される。

中間整理の第4章に「議論の整理と今後の方向性」とし保護期間の在り方については、双方のメリットを単純に比較して二者択一の形で論議するだけではなく、文化の発展への影響に関する各論点の関係で議論されたような、それぞれのメリットについて他の措置で同様の効果を得ることができるものはないか、あるいはそれぞれのメリットを両方とも受けられるような方法はないのかなどの点も適宜含めつつ、一層の検討が深められるべきと考えるとされたことは、意見の趣旨で述べたとおり、適切な方針であると考え賛成を表する。

さらに、今後の審議も、ことは、わが国の文化の発展、新たな創作のサイクルにかかる重要な問題として、引き続き延長に反対する見解とその論拠にも十分耳を傾けつつ、単なる海外立法への追随ではなく、音楽等の利用者等の意見も十分に聞き、本当の創作者の利益は何か、創作者の利益に本当になるのか、文化の源泉である創作のサイクルを長くすることが新たな創造にいかなる影響を及ぼすのか等、可能な限り実証的データ等に基づく検討と検証を十分に尽くした上で、慎重の上にも慎重に進められることを強く要請する。

以上